

三 菱 原 子 燃 料 株 式 会 社
使 用 前 檢 查 実 施 要 領 書

[放射性廃棄物の廃棄施設]
[その他の加工施設]

原子力規制委員会

改訂履歴

回	改　　訂　　内　　容	年　月　日
一	新規制定	平成31年3月25日

目 次

頁

I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	9
VI その他	13
VII 添付資料	14

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）第16条の3第1項に基づき実施する核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第3条の6第2号及び第3号に係る使用前検査について、放射性廃棄物の廃棄施設及びその他の加工施設が、認可した設計及び工事の方法の申請（以下「設工認申請書」という。）に従い製作、据付され、所定の性能を有しており、原子力規制委員会で定める技術上の基準に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、原子力規制委員会で定める技術上の基準とは、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成25年12月6日号外原子力規制委員会規則第19号。以下「性能の技術基準」という。）のうち第4条第1項、同条第3項、第5条、第6条第1項、第8条第1項、第9条、第13条第1項、同条第2項、第16条第2項、同条第3項、第17条、第19条、第23条第1項、同条第2項及び第24条第1項である。

○放射性廃棄物の廃棄施設（加工規則第3条の6第2号）

材料検査、寸法検査、着底検査、配置検査、外観検査、員数検査、作動検査、据付検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

○その他の加工施設（加工規則第3条の6第3号）

寸法検査、員数検査、配置検査、系統検査、据付検査、外観検査、作動検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

II 検査場所

三菱原子燃料株式会社

茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

放射性廃棄物の廃棄施設

固体廃棄物の廃棄設備

付属建物

・廃棄物管理棟

保管廃棄設備

・廃棄物貯蔵設備（7）*1

・クレーン①

・クレーン②

* 1 : 廃棄物管理棟内の保管室（1）及び保管室（2）を併せた保管エリアを示す。

その他の加工施設

非常用設備

非常用通報設備

・放送設備

・通信連絡設備（電話設備）

消火設備

・屋外消火栓設備

・消火器

自動火災報知設備

・火災感知設備及びそれに連動する警報設備

緊急対策設備(1)

・非常用照明

・誘導灯

・安全避難通路

2. 認可関係

認可年月日及び認可番号

平成30年 6月19日 原規規発第1806196号

届出年月日及び届出番号

平成31年 3月 8日 三原燃第18-1160号

IV 検査方法

○放射性廃棄物の廃棄施設（廃棄物管理棟及び廃棄物貯蔵設備(7)）

1. 材料検査

(1) 検査前確認事項

①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【地盤改良（深層）】

コアサンプルの圧縮強度（改良体の設計基準強度）を申請者の品質記録により確認する。（図ト-6 参照）

【地盤改良（浅層）】

浅層改良地盤上面の許容支持力度が ■kN/m²以上（設工認申請書）であることを申請者の品質記録により確認する。

【鉄筋】

鉄筋には SD295A 又は SD345 が使用されていること及びその強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。（図ト-2, 10～17 参照）

【コンクリート】

- ①不燃性材料（コンクリート（設計基準強度 Fc24））を使用していることを申請者の品質記録により確認する。
- ②JIS A-1108（コンクリートの圧縮強度試験法）に基づき試験した、コンクリート打設 28 日以後のコンクリート圧縮強度を、申請者の品質記録により確認する。（図ト-2, 15, 16, 17 参照）
- ③地上部分のコンクリート密度を申請者の品質記録により確認する。（表ト-1 参照）

【鉄骨】

鉄骨には [] が使用されていること及びその強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。（図ト-2, 16, 17 参照）

【防火壁】

保管室(1)と保管室(2)を仕切っている防火壁（図ト-11B通り①②間）の貫通部（金属配管 2 本）に使用している耐火シールは、国土交通大臣の認定を受けているものであることを申請者の品質記録により確認する。

【鉄扉、シャッタ、ガラリ】

不燃性材料（鋼板）を使用していることを申請者の品質記録により確認する。（図ト-2, 3 参照）

2. 寸法検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

【地盤改良（深層）】

掘削攪拌装置の掘削ヘッド（掘削翼）の外形寸法を申請者の品質記録により確認する。（図ト-6 参照）

【鉄筋】

基礎、基礎梁、柱、梁、スラブ及び壁の鉄筋の種類、形状、配置を申請者の品質記録により確認する。（図ト-10～17 参照）

【コンクリート】

型枠の寸法を申請者の品質記録により確認する。(図ト-13~17 参照)

【鉄骨】

柱及び梁の鉄骨の種類、形状及び配置を申請者の品質記録により確認する。

(図ト-11, 12, 16, 17 参照)

【鉄扉、シャッタ、ガラリ】

①鋼板の厚さを申請者の品質記録により確認する。(図ト-2, 3 参照)

②幅及び高さを申請者の品質記録により確認する。

3. 着底検査

(1) 検査前確認事項

①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【地盤改良（深層）】

掘削搅拌抵抗値（仕事量）を申請者の品質記録により確認する。

4. 配置検査

(1) 検査前確認事項

①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【地盤改良（深層）】

改良コラム（深層混合処理工法にて構築する柱状の固化土）の位置、本数を申請者の品質記録により確認する。(図ト-6 参照)

【廃棄物管理棟、廃棄物貯蔵設備(7)】

建物配置が設工認申請書のとおりであることを立会いにより確認する。(図ト-1 参照)

5. 外観検査

(1) 検査前確認事項

①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【ガラリ】

外気取入口のガラリにフィルタ ([] : 1 インチにあるメッシュの数) が設置されていることを立会いにより確認する。(表ト-1 参照)

【廃棄物管理棟、廃棄物貯蔵設備(7)】

- ①有害な傷、変形がないことを立会いにより確認する。
- ②屋根にシート防水が施工されていることを立会いにより確認する。

6. 作動検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【廃棄物管理棟、廃棄物貯蔵設備(7)】

常用電源系統、非常用電源系統の配電盤に設置されている配線用遮断器により、過負荷や短絡による過電流を検知し遮断できることを申請者の品質記録により確認する。

○放射性廃棄物の廃棄施設（クレーン①、クレーン②）

1. 材料検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

主要な構造材（走行レール及び横行レール）が不燃性材料（[REDACTED] [REDACTED]）であることを申請者の品質記録により確認する。

2. 員数検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

員数を立会いにより確認する。

3. 据付検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

据付位置及び据付状態を立会い又は申請者の品質記録により確認する。（図
ト-7～9 参照）

4. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

外観を立会いにより確認する。

5. 作動検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

- ①定格荷重(1t)に相当する荷を用いて、クレーンが正常に作動することを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ②リミットスイッチによりレール端で正常に停止することを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ③定格荷重に相当する荷の昇降中に、商用電源を停電(クレーン用電源の停電)及び復電させた時に、搬送物が保持されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

○その他の加工施設(放送設備、通信連絡設備(電話設備)、屋外消火栓設備、消火器、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、非常用照明、誘導灯、安全避難通路)

1. 寸法検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

【屋外消火栓設備】

埋設配管について、地表から管の上端までの深さが [REDACTED]mm 以上であることを申請者の品質記録により確認する。

2. 員数検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【放送設備、通信連絡設備(電話設備)、屋外消火栓設備、消火器、火災感知設

備及びそれに連動する警報設備、非常用照明、誘導灯、安全避難通路】
設備、機器の員数を立会いにより確認する。（表ト－1、表リ－1、図リ－1
～4 参照）

3. 配置検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【放送設備、通信連絡設備（電話設備）、屋外消火栓設備、消火器、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、非常用照明、誘導灯、安全避難通路】
設備、機器の配置が設工認申請書のとおりであることを立会いにより確認する。（図リ－1～4 参照）

4. 系統検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯】

非常用電源系統に接続されていることを立会いにより確認する。（図リ－1 参照）

5. 据付検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【放送設備、通信連絡設備（電話設備）、屋外消火栓設備、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、非常用照明、誘導灯】

設工認申請書のとおり据付けられていることを立会いにより確認する。（図リ－1～4 参照）

6. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【放送設備、通信連絡設備（電話設備）、消火器、火災感知設備及びそれに連動

する警報設備、非常用照明、誘導灯、安全避難通路】

外観を立会いにより確認する。

【屋外消火栓設備】

①外観を立会いにより確認する。

②不凍式の屋外消火栓が設置されていることを立会いにより確認する。

7. 作動検査

(1) 検査前確認事項

①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

②必要な図面等が準備されていることを確認する。

③検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

【放送設備、通信連絡設備（電話設備）】

適切に作動することを立会いにより確認する。

【火災感知設備及びそれに連動する警報設備】

①感知器について、加煙器による作動試験を行い、適切に作動することを申請者の品質記録により確認する。

②ベルについて、鳴動試験を行い、適切に作動することを申請者の品質記録により確認する。

③発信機について、作動試験を行い、適切に作動することを申請者の品質記録により確認する。

【非常用照明、誘導灯】

非常用電源のブレーカを開閉後、■秒以上バッテリにより点灯することを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【屋外消火栓設備】

加圧送水装置試験により正常に作動することを申請者の品質記録により確認する。

○放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設

1. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

(1) 検査前確認事項

①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設計の変更が生じた構築物等について、設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していることを、立会い又は申請者の品質記録により確認する。

- ・火災等による損傷の防止（第4条第1項及び第3項）
- ・安全機能を有する施設の地盤（第5条）
- ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
- ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項）
- ・加工施設への人の不法な侵入等の防止（第9条）
- ・遮蔽（第13条第1項及び第2項）
- ・安全機能を有する施設（第16条第2項及び第3項）
- ・搬送設備（第17条）
- ・安全避難通路等（第19条）
- ・非常用電源設備（第23条第1項及び第2項）
- ・通信連絡設備（第24条第1項）

V 判定基準

○放射性廃棄物の廃棄施設（廃棄物管理棟及び廃棄物貯蔵設備(7)）

1. 材料検査

【地盤改良（深層）】

コアサンプルの圧縮強度（改良体の設計基準強度）の平均値が [] kN/m²以上であること。

【地盤改良（浅層）】

浅層改良地盤上面の許容支持力度が [] kN/m²以上（設工認申請書）であること。

【鉄筋】

SD295A 又は SD345 が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 295N/mm²以上 (SD295A) 又は 345N/mm²以上 (SD345) であること。

【コンクリート】

- ①不燃性材料（コンクリート（設計基準強度 Fc24））であること。
- ②設計基準強度 24N/mm²以上の強度であること。
- ③密度が [] g/cm³以上であること。

【鉄骨】

[] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 235N/mm²以上 ([]) 又は 325N/mm²以上 ([]) であること。

【防火壁】

貫通部に使用している耐火シールは、国土交通大臣の認定を受けているものであること。

【鉄扉、シャッタ、ガラリ】

不燃性材料（鋼板）を使用していること。

2. 寸法検査

【地盤改良（深層）】

掘削攪拌装置の掘削ヘッド（掘削翼）の外形寸法が [REDACTED] mm 以上であること。

【鉄筋】

基礎、基礎梁、柱、梁、スラブ及び壁の鉄筋の種類、形状、配置が設工認申請書のとおりであること。

【コンクリート】

型枠の寸法が設工認申請書に記載されている寸法以上であること。

【鉄骨】

柱及び梁の鉄骨の種類、形状及び配置が設工認申請書に記載されているとおりであること。

【鉄扉、シャッタ、ガラリ】

①鋼板の厚さが設工認申請書に記載されている寸法以上であること。

②幅及び高さが、許容寸法（申請者管理値）を満足すること。

- ・ガラリ 1
- ・ガラリ 2
- ・鉄扉 1
- ・鉄扉 2
- ・シャッタ



3. 着底検査

【地盤改良（深層）】

掘削攪拌抵抗値（仕事量）が、申請者の管理値以上であること。

（管理値とは、実際に地盤を着底深さまで複数箇所試験掘削し、その際の仕事量から申請者が求めた値）

4. 配置検査

【地盤改良（深層）】

改良コラム（深層混合処理工法にて構築する柱状の固化土）の中心と図ト一
6に示す位置との差異がJIS A-7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）に
準じ、100mm以内であること。また、改良コラムの本数が■本であること。

【廃棄物管理棟、廃棄物貯蔵設備（7）】

建物配置が設工認申請書のとおりであること。

5. 外観検査

【ガラリ】

外気取入口のガラリにフィルタ（■: 1インチにあるメッシュの
数）が設置されていること。

【廃棄物管理棟、廃棄物貯蔵設備（7）】

- ①外観に使用上有害な傷、変形がないこと。
- ②屋根にシート防水が施工されていること。

6. 作動検査

【廃棄物管理棟、廃棄物貯蔵設備（7）】

過負荷や短絡による過電流を検知し遮断できること。

○放射性廃棄物の廃棄施設（クレーン①、クレーン②）

1. 材料検査

主要な構造材（走行レール及び横行レール）が不燃性材料（■
■）であること。

2. 品数検査

クレーン①の品数が■基、クレーン②の品数が■基であること。

3. 据付検査

設工認申請書に記載されたとおりに据付けられていること。

4. 外観検査

外観に使用上有害な傷、変形がないこと。

5. 作動検査

- ①定格荷重（■）に相当する荷を用いて、クレーンが正常に作動すること。
- ②リミットスイッチによりレール端で正常に停止すること。
- ③定格荷重に相当する荷の昇降中に、商用電源を停電（クレーン用電源の停電）

及び復電させた時に、搬送物が保持されていること。

○その他の加工施設（放送設備、通信連絡設備（電話設備）、屋外消火栓設備、消火器、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、非常用照明、誘導灯、安全避難通路）

1. 寸法検査

【屋外消火栓設備】

埋設配管について、地表から管の上端までの深さが [] mm 以上であること。

2. 品数検査

【放送設備、通信連絡設備（電話設備）、屋外消火栓設備、消火器、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、非常用照明、誘導灯、安全避難通路】

品数が設工認申請書のとおりであること。

- ・放送設備（スピーカ）[] 個
- ・通信連絡設備（電話設備）：有線式 [] 台、無線式 [] 台
- ・屋外消火栓設備 [] 基（ホース [] 本／基）
- ・消火器（粉末消火器 10 型）[] 基
- ・火災感知設備及びそれに連動する警報設備
　　煙感知器 38 個、発信器（P 型）[] 個、音響装置（ベル）[] 個
- ・非常用照明 [] 個
- ・誘導灯：避難口誘導灯 [] 個、通路誘導灯 [] 個
- ・安全避難通路：非常口 [] 個、避難通路 [] 式

3. 配置検査

【放送設備、通信連絡設備（電話設備）、屋外消火栓設備、消火器、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、非常用照明、誘導灯、安全避難通路】

配置が設工認申請書のとおりであること。

4. 系統検査

【非常用照明、誘導灯】

非常用電源系統に接続されていること。

5. 据付検査

【放送設備、通信連絡設備（電話設備）、屋外消火栓設備、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、非常用照明、誘導灯】

設工認申請書のとおり据付けられていること。

6. 外観検査

【放送設備、通信連絡設備（電話設備）、消火器、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、非常用照明、誘導灯、安全避難通路】

外観に使用上有害な傷、変形がないこと。

【屋外消火栓設備】

- ①外観に使用上有害な傷、変形がないこと。
- ②不凍式の屋外消火栓が設置されていること。

7. 作動検査

【放送設備、通信連絡設備（電話設備）】

適切に作動すること。

【火災感知設備及びそれに連動する警報設備】

- ①感知器について、適切に作動すること。
- ②ベルについて、適切に作動すること。
- ③発信機について、適切に作動すること。

【非常用照明、誘導灯】

非常用電源のブレーカを開閉後、■秒以上バッテリにより点灯すること。

【屋外消火栓設備】

加圧送水装置試験にて正常に作動すること。

○放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設

1. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。

- ・火災等による損傷の防止（第4条第1項及び第3項）
- ・安全機能を有する施設の地盤（第5条）
- ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
- ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項）
- ・加工施設への人の不法な侵入等の防止（第9条）
- ・遮蔽（第13条第1項及び第2項）
- ・安全機能を有する施設（第16条第2項及び第3項）
- ・搬送設備（第17条）
- ・安全避難通路等（第19条）
- ・非常用電源設備（第23条第1項及び第2項）
- ・通信連絡設備（第24条第1項）

VI その他

本検査は、設工認申請書に記載されている核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の6 第4号に基づく加工施設の性能検査をもって終了とする。

VII 添付資料

添付資料-1 立会区分表

添付資料-2 関連図書

- 1/26 : 表ト-1 廃棄物管理棟 仕様表
2/26 : 表ト-2 廃棄物貯蔵設備(7) 仕様表
3/26 : 表ト-3 クレーン① 仕様表
4/26 : 表ト-4 クレーン② 仕様表
5/26 : 表リ-1 廃棄物管理棟の非常用設備
6/26 : 図ト-1 敷地内建物配置図
7/26 : 図ト-2 廃棄物管理棟 建物平面図
8/26 : 図ト-3 廃棄物管理棟 建物立面図
9/26 : 図ト-4 廃棄物管理棟 ドラム缶配置図
10/26 : 図ト-5 廃棄物管理棟 建物断面図(X-X 断面図, Y-Y 断面図)
11/26 : 図ト-6 廃棄物管理棟 地盤改良範囲図
12/26 : 図ト-7 保管廃棄設備 設備機器配置図
13/26 : 図ト-8 保管廃棄設備 クレーン①
14/26 : 図ト-9 保管廃棄設備 クレーン②
15/26 : 図ト-10 廃棄物管理棟 基礎伏図
16/26 : 図ト-11 廃棄物管理棟 中間梁伏図
17/26 : 図ト-12 廃棄物管理棟 屋根伏図
18/26 : 図ト-13 廃棄物管理棟 基礎一覧(1/2)
19/26 : 図ト-14 廃棄物管理棟 基礎一覧(2/2)
20/26 : 図ト-15 廃棄物管理棟 基礎梁一覧
21/26 : 図ト-16 廃棄物管理棟 SRC、RC 柱及びSRC 梁一覧
22/26 : 図ト-17 廃棄物管理棟 スラブ配筋、壁、S 梁一覧
23/26 : 図リ-1 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
24/26 : 図リ-2 非常用通報設備 放送設備、電話設備
25/26 : 図リ-3 自動火災報知設備

火災感知設備及びそれに連動する警報設備

26/26 : 図リ-4 消火設備 屋外消火栓設備、消火器

添付資料-3 使用前検査成績書様式

Ⅳ. 会員区分表

施設名	機器等の名称	重要度による区分	立会区分													
			地盤			鉄筋コンクリート			鉄骨			防火壁	鉄扉 シャッタ カボリ	外観	配置	作動
耐震重要度 分類	地盤改良 (深層)	地盤改良 (浅層)	鉄筋	コンクリート	鉄筋	寸法	材料	寸法	材料	寸法	材料	寸法	外観	寸法	外観	確認
放射性廃棄物の廃棄設備付属建物	固体廃棄物の廃棄物管理棟	安重区分	B	3類	B	B	B	B	B	B	B	B	A	A	B	A/B
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄物貯蔵設備(7) 保管廃棄設備	非安重														

備考 記号説明 A : 立会検査 A/B : 拠取立会検査 B : 記録検査

立会区分表

施設名	機器等の名称	重要度による区分			立会区分			備考			
		安重区分	耐震重要度分類	員数	外観	寸法	配置	材料	系統	作動	
放射性廃棄物の廃棄設備 保管廃棄設備	クレーン① クレーン②			A	A	—	B	—	A/B	A/B	〔記号説明〕 A：立会検査 A/B：抜取立会検査 B：記録検査
その他 非常用設備 非常用通報設備	放送設備 通信連絡設備 (電話設備)			A	A	—	A	—	A	A	A/B
非常用設備 消火設備	屋外消火栓設備 消火器	非安重	3類	A	A	B	A	—	B	A	A/B
非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備			A	A	—	A	—	—	—	A/B
非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明 誘導灯 安全避難通路			A	A	—	A	—	A/B	A	A/B

表ト-1 廃棄物管理棟 仕様表

許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
設備・機器／建物名称	{877}付属建物 廃棄物管理棟 {890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890,893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894,895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894,898}非常用設備 消火設備 消火器 {899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899,901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902,903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902,904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902,905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図（図ト-1）参照
建物名	廃棄物管理棟
変更内容	新設
員数	1式
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：m） その他の構成機器 その他の性能 取扱う核燃料物質の状態
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止 火災等による損傷の防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止

人の不法な侵入等の防止	
溢水による損傷の防止	
材料及び構造	
閉じ込めの機能	
遮蔽	
換気	
核燃料物質等による汚染の防止	
安全機能を有する施設	
搬送設備	
警報設備等	
安全避難通路等	
核燃料物質の貯蔵施設	
廃棄施設	
放射線管理施設	
非常用電源設備	
通信連絡設備	
その他事業許可で求める仕様	
添付図	図ト-1 敷地内建物配置図 図ト-2 廃棄物管理棟 建物平面図 図ト-3 廃棄物管理棟 建物立面図 図ト-4 廃棄物管理棟 ドラム缶配置図 図ト-5 廃棄物管理棟 建物断面図（X-X 断面図, Y-Y 断面図） 図ト-6 廃棄物管理棟 地盤改良範囲図 図ト-10 廃棄物管理棟 基礎伏図 図ト-11 廃棄物管理棟 中間梁伏図 図ト-12 廃棄物管理棟 星根伏図 図ト-13 廃棄物管理棟 基礎一覧(1/2) 図ト-14 廃棄物管理棟 基礎一覧(2/2) 図ト-15 廃棄物管理棟 基礎梁一覧 図ト-16 廃棄物管理棟 SRC, RC 柱及び SRC 梁一覧 図ト-17 廃棄物管理棟 スラブ配筋、壁、S 梁一覧 図リ-1 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ-2 非常用通報設備 放送設備、電話設備 図リ-3 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 図リ-4 消火設備 屋外消火栓設備、消火器

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 [] 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号を示す。

(例) [A. 1-1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号1を示す。

[5. 2. 1-1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号1を示す。

() 内に示す数字：「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の条番号、及び設計番号を示す。

(例) (5-4)は、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第5条に対する設計番号4を示す。

表ト-2 廃棄物貯蔵設備(7) 仕様表

許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
設備・機器名称	{824}保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備(7)
設置場所	敷地内建物配置図（図ト-1）参照 付属建物廃棄物管理棟保管室(1)、保管室(2)に貯蔵エリアとして廃棄物貯蔵設備(7)を設ける。
機器名	廃棄物貯蔵設備(7)
変更内容	新設
員数	1式
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：m） その他の構成機器 その他の性能 取扱う核燃料物質の状態
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止 火災等による損傷の防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止 溢水による損傷の防止 材料及び構造 閉じ込めの機能 遮蔽 換気 核燃料物質等による汚染の防止 安全機能を有する施設 搬送設備 警報設備等 安全避難通路等 核燃料物質の貯蔵施設 廃棄施設 放射線管理施設 非常用電源設備 通信連絡設備
その他事業許可で求める仕様	
添付図	図ト-1 敷地内建物配置図 図ト-2 廃棄物管理棟 建物平面図 図ト-4 廃棄物管理棟 ドラム缶配置図

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章「重大事故等対処施設」第18条～第31条は該当しない。

凡例 [] 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号を示す。

(例) [4.1-1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号1を示す。

[5.2.1-1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号1を示す。

() 内に示す数字：「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の条番号、及び設計番号を示す。

(例) (5-4)は、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第5条に対する設計番号4を示す。

表ト-3 クレーン① 仕様表

許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
設備・機器名称	{825}保管廃棄設備 クレーン
設置場所	付属建物 廃棄物管理棟 保管室(1)、保管室(2)
機器名	クレーン①
変更内容	新設
員数	
一般仕様	<p>型式</p> <p>主要な構造材</p> <p>寸法（単位：m）</p> <p>その他の構成機器</p> <p>その他の性能</p> <p>取扱う核燃料物質の状態</p>
技術基準に基づく設計（注）	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>津波による損傷の防止</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>人の不法な侵入等の防止</p> <p>溢水による損傷の防止</p> <p>材料及び構造</p> <p>閉じ込めの機能</p> <p>遮蔽</p> <p>換気</p> <p>核燃料物質等による汚染の防止</p> <p>安全機能を有する施設</p> <p>搬送設備</p> <p>警報設備等</p> <p>安全避難通路等</p> <p>核燃料物質の貯蔵施設</p> <p>廃棄施設</p> <p>放射線管理施設</p> <p>非常用電源設備</p> <p>通信連絡設備</p>
その他事業許可で求める仕様	
添付図	 

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 [] 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号を示す。

(例) [4.1-1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号1を示す。

[5.2.1-1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号1を示す。

() 内に示す数字：「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の条番号、及び設計番号を示す。

(例) (5-4)は、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第5条に対する設計番号4を示す。

表ト-4 クレーン② 仕様表

許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
設備・機器名称	1827 保管廃棄設備 クレーン
設置場所	付属建物 廃棄物管理棟 測定室 (2)
機器名	クレーン②
変更内容	新設
員数	
一般仕様	
型式	
主要な構造材	
寸法（単位：m）	
その他の構成機器	
その他の性能	
取扱う核燃料物質の状態	
技術基準に基づく設計（注）	
核燃料物質の臨界防止	
火災等による損傷の防止	
安全機能を有する施設の地盤	
地震による損傷の防止	
津波による損傷の防止	
外部からの衝撃による損傷の防止	
人の不法な侵入等の防止	
溢水による損傷の防止	
材料及び構造	
閉じ込めの機能	
遮蔽	
換気	
核燃料物質等による汚染の防止	
安全機能を有する施設	
搬送設備	
警報設備等	
安全避難通路等	
核燃料物質の貯蔵施設	
廃棄施設	
放射線管理施設	
非常用電源設備	
通信連絡設備	
その他事業許可で求める仕様	
添付図	図ト-7 保管廃棄設備 設備機器配置図 図ト-9 保管廃棄設備 クレーン②

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条～第 31 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号を示す。

(例) [4. 1-1] は、設工認技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 1 を示す。

[5. 2. 1-1] は、設工認技術基準第 5 条の 2 第 1 項に対する設計番号 1 を示す。

() 内に示す数字：「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の条番号、及び設計番号を示す。

(例) (5-4) は、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 5 条に対する設計番号 4 を示す。

表リ-1 廃棄物管理棟の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
付属建物 廃棄物管理棟 保管室(1) 保管室(2) 測定室(1) 測定室(2) (第2種管理 区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明			
	緊急対策設備(1) 誘導灯			
	緊急対策設備(1) 安全避難通路			
	非常用通報設備 放送設備			
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)			
	自動火災報知設備 火災感知設備及びそれ に連動する警報設備			
	消火設備 屋外消火栓設備※1			
	消火設備 消火器			

敷地内建物配置図		
名 称	図 番	—
図卜-1	—	—

名 称	廃棄物管理棟 建物平面図	
圖 番	図上-2	付属建物 廃棄物管理棟

名 称	廢棄物管理棟 建物立面圖
圖 番	図 1-3

名 称	廃棄物管理棟 ドラム缶配置図	付属建物 廃棄物管理棟
図 番	図上-4	

名 称	廃棄物管理棟 建物断面図 (X-X断面図, Y-Y断面図)	
図 番	図 ト-5	付属建物 廃棄物管理棟

名 称	廢棄物管理棟 地盤改良範圍図	
圖 番	図上-6	付屬建物 廢棄物管理棟

名 称	保管廃棄設備 設備機器配置図	付属建物 廃棄物管理棟
図 番	図ト-7	

名 称	保管廃棄設備 クレーン①	付属建物 廃棄物管理棟
図 番	図ト-8	

名 称	保管廃棄設備 クレーン②	付属建物	廃棄物管理棟
図 番	図上-9		

名 称	廃棄物管理棟 基礎伏図	
図 番	図卜-10	付属建物 廃棄物管理棟

名 称	廃棄物管理棟 中間梁伏図	
図 番	図上-11	付属建物 廃棄物管理棟

名 称	廢棄物管理棟 屋根伏図		
図 番	図卜-12	付属建物	廢棄物管理棟

名 称	廃棄物管理棟 基礎一覧(1/2)	
図 番	図下-13	付属建物 廃棄物管理棟

名 称	廃棄物管理棟 基礎一覧(2/2)	
図 番	図上-14	付属建物 廃棄物管理棟

名 称	廃棄物管理棟 基礎梁一覧	付属建物 廃棄物管理棟
図 景	図卜-15	

名 称	廢棄物管理棟 SRC、RC柱及USSRC梁一覽	付属建 物 廢棄物管理棟
圖 番	図上-16	

名 称	廃棄物管理棟 スラブ配筋、壁、S染一覧	
図 番	図ト-17	付属建物 廃棄物管理棟

名 称	緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路	
図 番	図り-1	付属建物 廃棄物管理棟

名 称	非常用通報設備 放送設備、電話設備	付属建物	廢棄物管理梗
図 番	図リ-2		

名 称	自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備		
図 番	図リ-3	付属建物	废弃物管理棟

名 称	消防設備 屋外消火栓設備、消火器	付属建物	廃棄物管理棟
図 番	図リ-4		

原規規発第 19032511 号

三 菱 原 子 燃 料 株 式 会 社
使 用 前 檢 查 成 績 書

[放射性廃棄物の廃棄施設]
[その他の加工施設]

原子力規制委員会

使　用　前　検　査　成　績　書			
申請者及び事業所名	三菱原子燃料株式会社		
検　查　範　囲	放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 付属建物 廃棄物管理棟 保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備(7)、クレーン①、クレーン② その他の加工施設 非常用設備 非常用通報設備 放送設備、通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓設備、消火器 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路		
検　查　場　所	三菱原子燃料株式会社 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 622 番地 1		
申請年月日及び 申請番号			
検　查　項　目	検　查　年　月　日	結　果	摘　要
別紙-1のとおり	別紙-1のとおり		別紙-1のとおり
原子力施設検査官			
検査立会責任者 (役職名)			
備　考	設工認申請書に記載されている核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の6第4号に基づく加工施設の性能検査をもって終了とする。		

検査項目	検査年月日	結果	摘要
放射性廃棄物の廃棄施設（廃棄物管理棟及び廃棄物貯蔵設備(7)）			
材料検査	年月日		別紙-2, 3 のとおり
寸法検査	年月日		別紙-4, 5 のとおり
着底検査	年月日		別紙-6, 7 のとおり
配置検査	年月日		別紙-8, 9 のとおり
外観検査	年月日		別紙-10, 11 のとおり
作動検査	年月日		別紙-12, 13 のとおり
放射性廃棄物の廃棄施設（クレーン①、クレーン②）			
材料検査	年月日		別紙-14, 15 のとおり
員数検査	年月日		別紙-16, 17 のとおり
据付検査	年月日		別紙-18, 19 のとおり
外観検査	年月日		別紙-20, 21 のとおり
作動検査	年月日		別紙-22, 23 のとおり

検査項目	検査年月日	結果	摘要
その他の加工施設 (放送設備、通信連絡設備(電話設備)、屋外消火栓設備、消火器、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、非常用照明、誘導灯、安全避難通路)			
寸法検査	年月日		別紙-24, 25 のとおり
員数検査	年月日		別紙-26, 27 のとおり
配置検査	年月日		別紙-28, 29 のとおり
系統検査	年月日		別紙-30, 31 のとおり
据付検査	年月日		別紙-32, 33 のとおり
外観検査	年月日		別紙-34, 35 のとおり
作動検査	年月日		別紙-36, 37 のとおり
放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設			
設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査	年月日		別紙-38, 39 のとおり

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：材料検査

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 付属建物 廃棄物管理棟 保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備（7）		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

材 料 檢 査 記 錄

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 付属建物 廃棄物管理棟 保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備 (7)	
判 定 基 準	結 果	検査方法
【地盤改良（深層）】 コアサンプルの圧縮強度（改良体の設計基準強度）の平均値が [] kN/m ² 以上であること。		
【地盤改良（浅層）】 浅層改良地盤上面の許容支持力度が [] kN/m ² 以上（設工認申請書）であること。		
【鉄筋】 SD295A 又は SD345 が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 295N/mm ² 以上 (SD295A) 又は 345N/mm ² 以上 (SD345) であること。		
【コンクリート】 ①不燃性材料（コンクリート（設計基準強度 Fc24））であること。 ②設計基準強度 24N/mm ² 以上の強度であること。 ③密度が [] g/cm ³ 以上であること。		
【鉄骨】 [] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 235N/mm ² 以上 ([]) 又は 325N/mm ² 以上 ([]) であること。		

【防火壁】 貫通部に使用している耐火シールは、国土交通大臣の認定を受けているものであること。		
【鉄扉、シャッタ、ガラリ】 不燃性材料（鋼板）を使用していること。		
備 考 :		本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－4 1に示す。

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：寸法検査

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 付属建物 廃棄物管理棟 保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備（7）	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録
備考：	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－4 1 に示す。	

寸法検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 付属建物 廃棄物管理棟 保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備 (7)		
判定基準	結果	検査方法	
【地盤改良（深層）】 掘削攪拌装置の掘削ヘッド（掘削翼）の外形寸法が [REDACTED]mm以上であること。			
【鉄筋】 基礎、基礎梁、柱、梁、スラブ及び壁の鉄筋の種類、形状、配置が設工認申請書のとおりであること。			
【コンクリート】 型枠の寸法が設工認申請書に記載されている寸法以上であること。			
【鉄骨】 柱及び梁の鉄骨の種類、形状及び配置が設工認申請書に記載されているとおりであること。			
【鉄扉、シャッタ、ガラリ】 ①鋼板の厚さが設工認申請書に記載されている寸法以上であること。 ②幅及び高さが、許容寸法（申請者管理値）を満足すること。 ・ガラリ 1 ・ガラリ 2 ・鉄扉 1 ・鉄扉 2 ・シャッタ	[REDACTED]		
備考：	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-41に示す。		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：着底検査

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 付属建物 廃棄物管理棟 保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備（7）		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

着底検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 付属建物 廃棄物管理棟 保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備（7）		
判定基準	結果	検査方法	
掘削搅拌抵抗値（仕事量）が、申請者の管理値以上であること。 （管理値とは、実際に地盤を着底深さまで複数箇所試験掘削し、その際の仕事量から申請者が求めた値）			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-41に示す。 管理値： _____			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：配置検査

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 付属建物 廃棄物管理棟 保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備（7）	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：		

配 置 檢 査 記 錄

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 付属建物 廃棄物管理棟 保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備（7）	
判 定 基 準	結 果	検査方法
【地盤改良（深層）】 改良コラム（深層混合処理工法にて構築する柱状の固化土）の中心と図ト－6に示す位置との差異がJIS A-7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）に準じ、100mm以内であること。また、改良コラムの本数が■本であること。		
【廃棄物管理棟、廃棄物貯蔵設備（7）】 建物配置が設工認申請書のとおりであること。		
備 考 : 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙一41に示す。		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：外観検査

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 付属建物 廃棄物管理棟 保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備（7）	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：		

外観検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 付属建物 廃棄物管理棟 保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備 (7)		
判定基準	結果	検査方法	
【ガラリ】 外気取入口のガラリにフィルタ ([] : 1 インチにあるメッシュの数) が設置されていること。			
【廃棄物管理棟、廃棄物貯蔵設備(7)】 ①外観に使用上有害な傷、変形がないこと。 ②屋根にシート防水が施工されていること。			
備考: 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-41に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：作動検査

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 付属建物 廃棄物管理棟 保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備（7）	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：		

作動検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 付属建物 廃棄物管理棟 保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備（7）		
判定基準	結果	検査方法	
過負荷や短絡による過電流を検知し遮断できること。			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－41に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：材料検査

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 保管廃棄設備 クレーン① クレーン②		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

材 料 檢 査 記 錄

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 保管廃棄設備 クレーン① クレーン②		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
主要な構造材（走行レール及び横行レール）が不燃性 材料（[REDACTED]）であること。			
<p>備 考 :</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－41に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：員数検査

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 保管廃棄設備 クレーン① クレーン②		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

員数検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 保管廃棄設備 クレーン① クレーン②		
判定基準	結果	検査方法	
クレーン①の員数が■基、クレーン②の員数が■基であること。			
備考: 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-41に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：据付検査

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 保管廃棄設備 クレーン① クレーン②		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

据付検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 保管廃棄設備 クレーン① クレーン②		
判定基準	結果	検査方法	
設工認申請書に記載されたとおりに据付けられている こと。			
<p>備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-41に示す。</p> <p>立会いを実施したクレーン：_____</p>			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：外観検査

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 保管廃棄設備 クレーン① クレーン②		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

外観検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 保管廃棄設備 クレーン① クレーン②		
判定基準	結果	検査方法	
外観に使用上有害な傷、変形がないこと。			
備考: 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-41に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：作動検査

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 保管廃棄設備 クレーン① クレーン②		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

作動検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 保管廃棄設備 クレーン① クレーン②		
判定基準	結果	検査方法	
定格荷重(1t)に相当する荷を用いて、クレーンが正常に作動すること。			
リミットスイッチによりレール端で正常に停止すること。			
定格荷重に相当する荷の昇降中に、商用電源を停電(クレーン用電源の停電)及び復電させた時に、搬送物が保持されていること。			
備考: 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-41に示す。 立会いを実施したクレーン: _____			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：寸法検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 消火設備 屋外消火栓設備	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－41に示す。		

寸法検査記録

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 消火設備 屋外消火栓設備	
判定基準	結果	検査方法
埋設配管について、地表から管の上端までの深さが ■ mm以上であること。		
備考: 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-41に示す。		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：員数検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 非常用通報設備 放送設備、通信連絡設備（電話設備） 消火設備 屋外消火栓設備、消火器 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：		

員数検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 非常用通報設備 放送設備、通信連絡設備（電話設備） 消火設備 屋外消火栓設備、消火器 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路	
判定基準	結果	検査方法
員数が設工認申請書のとおりであること。		
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-41に示す。 立会いを実施した設備： _____ 各設備の員数 ・放送設備（スピーカ）■個 ・通信連絡設備（電話設備）：有線式■台、無線式■台 ・屋外消火栓設備■基（ホース■本／基） ・消火器（粉末消火器10型）■基 ・火災感知設備及びそれに連動する警報設備 煙感知器■個、発信器（P型）■個、音響装置（ベル）■個 ・非常用照明■個 ・誘導灯：避難口誘導灯■個、通路誘導灯■個 ・安全避難通路：非常口■個、避難通路■式		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：配置検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 非常用通報設備 放送設備、通信連絡設備（電話設備） 消火設備 屋外消火栓設備、消火器 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：		

配 置 檢 査 記 錄

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 非常用通報設備 放送設備、通信連絡設備（電話設備） 消火設備 屋外消火栓設備、消火器 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
配置が設工認申請書のとおりであること。			
備 考 : 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-41に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：系統検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

系 統 檢 査 記 錄

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
非常用電源系統に接続されていること。			
<p>備 考 :</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-41に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：据付検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 非常用通報設備 放送設備、通信連絡設備（電話設備） 消火設備 屋外消火栓設備 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：		

据付検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 非常用通報設備 放送設備、通信連絡設備（電話設備） 消火設備 屋外消火栓設備 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯		
判定基準	結果	検査方法	
設工認申請書のとおり据付けられていること。			
備考: 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－41に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：外観検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 非常用通報設備 放送設備、通信連絡設備（電話設備） 消火設備 屋外消火栓設備、消火器 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：		

外観検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 非常用通報設備 放送設備、通信連絡設備（電話設備） 消火設備 屋外消火栓設備、消火器 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路	
判定基準	結果	検査方法
【放送設備、通信連絡設備（電話設備）、消火器、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、非常用照明、誘導灯、安全避難通路】 外観に使用上有害な傷、変形がないこと。		
【屋外消火栓設備】 ①外観に使用上有害な傷、変形がないこと。 ②不凍式の屋外消火栓が設置されていること。		
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－41に示す。		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：作動検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 非常用通報設備 放送設備、通信連絡設備（電話設備） 消火設備 屋外消火栓設備 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－4 1に示す。			

作動検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 非常用通報設備 放送設備、通信連絡設備（電話設備） 消火設備 屋外消火栓設備 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯	
判定基準	結果	検査方法
【放送設備、通信連絡設備（電話設備）】 適切に作動すること。		
【火災感知設備及びそれに連動する警報設備】 ①感知器について、適切に作動すること。 ②ベルについて、適切に作動すること。 ③発信機について、適切に作動すること。		
【非常用照明、誘導灯】 非常用電源のブレーカを開閉後、■秒以上バッテリにより点灯すること。		
【屋外消火栓設備】 加圧送水装置試験にて正常に作動すること。		
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙一 4 1 に示す。 本検査で使用した計測器を別紙一 4 0 に示す。		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 付属建物 廃棄物管理棟 保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備（7）、クレーン①、クレーン② その他の加工施設 非常用設備 非常用通報設備 放送設備、通信連絡設備（電話設備） 消火設備 屋外消火栓設備、消火器 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：		

設計変更の生じた構築物等に対する
適合性確認結果の検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 付属建物 廃棄物管理棟 保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備（7）、クレーン①、クレーン②	
	その他の加工施設 非常用設備 非常用通報設備 放送設備、通信連絡設備（電話設備） 消火設備 屋外消火栓設備、消火器 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路	
判定基準	結果	検査方法
設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。		
<ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止（第4条第1項及び第3項） ・安全機能を有する施設の地盤（第5条） ・地震による損傷の防止（第6条第1項） ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項） ・加工施設への人の不法な侵入等の防止（第9条） ・遮蔽（第13条第1項及び第2項） ・安全機能を有する施設（第16条第2項及び第3項） ・搬送設備（第17条） ・安全避難通路等（第19条） ・非常用電源設備（第23条第1項及び第2項） ・通信連絡設備（第24条第1項） 		
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙一 4 1 に示す。 立会いした場合は、その内容を備考欄に記入する。		

使用計測器一覧表

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

1) 本設計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

2) 本設計器以外の計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

記録一覧表

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

No.	確認した書類の名称	文書番号、制定年月日等	備考*

*備考欄の記載について

(材) : 材料検査、(寸) : 寸法検査、(着) : 着底検査、(配) : 配置検査、(外) : 外観検査、
 (作) : 作動検査、(員) : 員数検査、(系) : 系統検査、(据) : 据付検査、(適合) : 設計変更の
 生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査